

アドバンスソフトウェア株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客様に対し、本ソフトウェアを使用する非譲渡性の非独占的権利をこのExcelCreator 12.0 for .NET プログラム使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）に基づき許諾し、お客様も本契約に同意頂いたものとします。本契約は、お客様が「同意」の操作を行い、本ソフトウェアをインストールまたは受理した日を発効日とします。

1. 定義

- a. 「本ソフトウェア」とは、当社が著作権をもつソフトウェアプログラム「ExcelCreator 12.0 for .NET」ソフトウェア、付随ドキュメント、ライセンスキーとします。
- b. 「製品版ライセンス」とは、本契約に基づき、当社がお客様に許諾する本ソフトウェアの使用権とします。
- c. 「体験版ライセンス」とは、本契約に基づき、本ソフトウェアの評価を目的とする場合に限り、その提供形態に関わらず、お客様に無償で許諾する本ソフトウェアの使用権とします。
- d. 「ライセンス等」とは、製品版ライセンスおよび体験版ライセンスとします。
- e. 「ライセンスキー」とは、英数字、記号を組み合わせたものとします。
- f. 「ランタイム」とは、本ソフトウェアを実行するために必要なファイルとします。
- g. 「新規プログラム」とは、有償・無償を問わずランタイムが組み込まれたプログラムとします。
- h. 「コンピュータ」とは、物理環境・仮想環境を問わず、電子計算機とします。
- i. 「使用」とは、本ソフトウェアを用いてコーディング・ビルド・コンパイル・リンク・デバッグを行うこととします。
- j. 「配布」とは、ランタイム、新規プログラム、またはその両方を特定のコンピュータの記録媒体にコピーすることとします。
- k. 「サーバーアプリケーション」とは、以下の形態のアプリケーションとします。
 - ① Web アプリケーションやサービスとして動作する新規プログラム。
 - ② Web アプリケーションやサービスと連動して動作する新規プログラム。
 - ③ 新規プログラムを用いて作成したファイル、データ等をネットワークを介してほかのコンピュータへ配信、提供する非対話型プログラム。

2. 使用権の範囲

お客様は、本契約に基づき実施許諾された本ソフトウェアを、機械読み取り可能な形で、いずれか一台のコンピュータで使用することができます。他のコンピュータで本ソフトウェアを使用するときは、別途使用権を取得することが必要です。また、本ソフトウェアを使用している特定のコンピュータを他のコンピュータに変更できるものとします。

お客様は、新規プログラムをクライアント環境に配布することができます。サーバーアプリケーションを配布する場合、別途「サーバーライセンス」を取得することが必要です。

また、不特定多数または特定の多数を対象にした開発アプリケーション、サービス提供アプリケーション等、本ソフトウェア自体の販売の妨げになる可能性をもつ類似製品に組み込んで配布することはできません。

3. 使用権の条件

- a. 本ソフトウェアは、製品版ライセンスおよび体験版ライセンスがあり、当社は製品版ライセンスを許諾したときに、お客様にライセンスキーを提供するものとします。
- b. お客様はライセンスキーの提供を受けずに本ソフトウェアを使用する場合、本ソフトウェアは体験版ライセンスが適用されます。

4. 権利義務の譲渡禁止

お客様は、予め当社の書面による承諾がない限り、本契約に基づく地位、権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、承継してはならないものとします。合併、吸収、営業譲渡等による包括承継については、承継前のお客様に対し当社が許諾した場合に限り承継できるものとします。

5. 合意管轄

本契約に起因する紛争に関し、お客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

6. 準拠法

本契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本国法とします。

7. 協議等

本契約に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議の上解決することとします。協議の結果、本契約のいずれかの部分が無効となった場合でも、本契約の全体の有効性に影響がないものとします。

8. 本ソフトウェアの複写または改良

お客様は、本契約に基づき当社から提供された印刷物を、本契約で明示されている場合を除き、たとえその一部であっても複写することはできません。印刷物の追加をご希望の折りは、当社にお申し出ください。当社から機械読み取り可能な形で提供された本ソフトウェアの全体もしくは一部を、バックアップ以外の目的のために印刷する、または機械読み取り可能な形で複写することはできません。本ソフトウェアのオリジナルおよびお客様が作成した本ソフトウェアの写しは、当社の所有物となります。ただし、本ソフトウェアが記録されている媒体は当社の所有物とはなりません。お客様は、本ソフトウェアをインストールしたコンピュータで使用し、新規プログラムを作成することができます。ただし、本ソフトウェアの使用権が終了したときは、新規プログラムから完全に取り除かなければなりません。新規プログラムは、新規プログラムをインストールしたコンピュータでのみ使用するものとし、本契約の他の全ての制約に従うものとします。

9. 権利の帰属

- a. 本ソフトウェアに関わる著作権、商標権は、当社に帰属します。お客様は、新規プログラムを含め、本ソフトウェアの全ての写しに、本ソフトウェアに記載されている著作権表示をすることに同意します。
- b. お客様は新規プログラムで本ソフトウェアを用いている旨をアプリケーション、マニュアルおよび、これに類する物に表示しなければなりません。この著作権表示は、以下の形態で記載するものとします。

① ExcelCreator 12.0 for .NET

② Copyright (C) 2025 Advance Software Co., Ltd.

- c. 本ソフトウェアからアクセスされ表示、利用できる各コンテンツ、および、本ソフトウェアに当社以外の第三者から提供されるコンテンツが含まれている場合、それらの著作権、商標権は、提供者である第三者に帰属します。

10. 禁止事項

- a. お客様は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることはできません。また、第三者に前述の行為をさせることもできないものとします。
- b. お客様は、当社の事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェア、ライセンス等を第三者へ転売、貸借、貸与、譲渡できないものとします。また、本ソフトウェア、ライセンス等に担保権を設定できないものとします。
- c. お客様は、本ソフトウェアに収録するファイルのうち、当社が許可するファイル以外を配布できないものとします。
- d. お客様は、本ソフトウェアのライセンスキーを第三者に対して開示、漏えいできないものとします。
- e. 体験版ライセンスでは、本ソフトウェアを動作検証以外の目的で使用・配布することはできません。

11. 本ソフトウェアの保護

お客様は、本ソフトウェアを、当社の事前の書面による同意を得ることなく、お客様または当社の従業員以外のいかなる者にたいしても提供または知らせないことに同意します。ただし、お客様の本ソフトウェア使用のために明らかに必要な場合を除きます。

12. 契約の終了

お客様は、1ヶ月前の書面通知を出すことにより、いつでも本契約を終了させることができます。本契約が終了する日に、当社から受領した、または本使用権に関連して作成した本ソフトウェアのオリジナルおよびすべての写し、ライセンス証書、およびそれらの複製物の全てを破棄するものとし、その旨を証明する文書を当社に提供するものとします。

13. 契約の解除

- a. お客様は、使用許諾期間内においても、当社から受領した、または本使用権に関連して作成した本ソフトウェアのオリジナルおよびすべての写し、ライセンス証書、およびそれらの複製物の全てを破棄し、その旨を証明する文書を添えて当社に申し出ることにより、本契約を解除できるものとします。
- b. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様に対し何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
- ① 本契約に違反したとき。
 - ② 本契約に基づく義務を履行せず、相当期間を定めて書面による催告をした後もなおこれを履行しないとき。
 - ③ 手形または小切手を不渡りとしたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき、その他支払停止または不能の状態に陥ったとき。

- ④ 本契約を履行することが困難となる事由が生じたとき。
 - ⑤ お客様または第三者に対する債務の履行猶予の申出、債権者集会の招集準備または主要資産の処分の準備、その他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき。
 - ⑥ 当社に対する詐術その他の背信的行為があったとき。
 - ⑦ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
- c. 本条（契約の解除）および12条（契約の終了）に基づき本契約が終了または解除された場合、その時点において未払いのライセンス料金または遅延利息がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。また、お客様は当社に対し、既に支払ったライセンス料金の全部または一部の返還を求めることはできないものとします。

14. 当社の免責

当社は、本ソフトウェアに関するいかなる保証も行いません。当社はいかなる場合にも、お客様が本ソフトウェアを利用して直接、間接的に生じる損害について一切の責任を負いません。ただし、当社はお客様が本ソフトウェアに関するユーザー登録を行った場合、本ソフトウェアの購入から1年以内に当社が本ソフトウェアの誤りを訂正した修正プログラムを発表したときには、そのプログラムまたはそれに関する情報を提供することとし、これをもって唯一の責任とします。

15. 損害賠償額

- a. 本契約に関して、当社が損害賠償責任を負う場合でも、その賠償額は、お客様が当社に本ソフトウェアの対価として支払った総額を上限として賠償責任を負うものとします。
- b. 当社は、お客様が本契約13条（契約の解除）b、①および②に該当した場合、または、お客様が本契約を締結しない第三者に、本ソフトウェアを不正な目的および方法で使用させる等を発見した場合には、お客様に損害賠償金を請求することができるものとします。

16. 仕様変更

当社はお客様に対する何らの予告なしに本ソフトウェアの仕様変更、改良および不具合その他に関わる改変を行うことがあります。

17. 個人情報の取り扱い

- a. お客様および当社は、本契約に基づき、業務上、相手方から提供を受けた個人情報を、本契約の目的の範囲内で利用し、第三者に開示、漏えいしないものとします。
- b. 当社は、当社プライバシーポリシー (<https://www.adv.co.jp/support/policy.htm>) に基づき、関連法令を遵守するものとします。

福井県福井市成和1丁目2816番地
アドバンスソフトウェア株式会社